

その他の健康保険に加入されている方



その他の健康保険に加入されている方は、お手数ですが、加入されている健康保険の健診制度をお確かめください。

健保によって①**特定健診を受診券で受診できる健康保険**、②**特定健診を受診券なしで検査料金を全額負担で受診し、後日申請により還付される健康保険**、③**人間ドック制度が利用できる健康保険**など、さまざまな受診方法があり、自己負担料金も健保によって違います。また、健康保険によっては契約医療機関で受診しないと補助がでない場合もありますので、必ずNSメディカル和歌山で受診できるか確認していただき、お申込み下さいますようお願いいたします。

① 特定健診を受診券でできる健保

まず、受診券に書いている内容をご確認ください。

受診券には必ず『**契約とりまとめ機関**』と記載されている欄がございます。この『**契約とりまとめ機関**』のところに『**集合契約B**』と記載されている受診券はNSメディカル和歌山で**特定健診が受診できます**。

（注）『**集合契約Aのみ**』と書いている受診券はNSメディカル和歌山では**利用できません**。

次に**受診券の有効期間、窓口での自己負担額**などご確認ください。

有効期限内に必ず受診いただかないと受診券が使用できなくなりますのでご注意ください。

また、自己負担については受診券に記載されています。特定健診の基本項目と詳細項目別に負担金または負担率が記載されていますのでご確認ください。

お申込み方法、料金等については**別紙NSメディカル和歌山特定健診受診コース**をご確認ください。

② 特定健診を受診券なしで受診

まず**ご加入されている健康保険までお問い合わせ頂き、NSメディカル和歌山での受診が可能かどうかの確認と、特定健診の受診方法**をご確認ください。

特定健診受診券を発行しない健康保険があり、一旦特定健診費を全額自己負担した後、後日健康保険に申請すると一定額の還付金がある場合もございます。

お申込み方法、料金等については**別紙NSメディカル和歌山特定健診受診コース**をご確認ください。

③ 人間ドック制度が利用できる健保

人間ドック制度が利用できる場合は人間ドックをお勧めします。

まずは**ご加入されている健康保険にお問い合わせ頂き、NSメディカル和歌山で受診できるかどうかの確認と、人間ドック受診内容、補助金の申請方法等**をご確認ください。

NSメディカル和歌山独自の人間ドックについては**別紙のNSメディカル和歌山人間ドックコース**をお読み頂きお申込ください。

健康保険独自の検査内容等がある場合はお電話にてご相談ください。